



国民年金のお知らせ

4月から取り扱いが変わります！

●さかのぼって免除申請が可能に

保険料の納付免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請が過去2年分までさかのぼって申請できます。

●免除期間の保険料が納付可能に

- ・障害年金の受給などによる保険料の法定免除期間に本人の申出により納付することができます。(H26.4.1以降)
- ・さかのぼって法定免除となった場合、免除該当日後に納められた保険料は、還付することになっていましたが、本人の希望により保険料納付済期間にできます。

●前納保険料の還付が可能に

前納した後に法定免除に該当、または免除の申請が承認された場合、保険料の還付はできませんでしたが、法定免除該当日の属する月以降の期間、保険料を納付または還付を選択できます。申請免除は申請日の属する月以降の期間の保険料を還付します。(H26.4.1以降)

●付加保険料（上乘せ分）の納付期間が延長

過去2年にさかのぼって納めることができます。

●男性も遺族年金の支給が可能に

国民年金に加入していた配偶者（妻）が亡くなった場合、子のある夫も遺族基礎年金が支給対象になります。(H26.4.1以降)

●未支給年金の請求者の範囲を拡大

生計を同じくしていた3親等内の親族（子の配偶者、甥、姪など）まで拡大。(H26.4.1以降)

●70歳以降の繰下げ支給開始日が改善

70歳到達日以降に繰下げ支給の申出をした場合、70歳到達時に申出があったとみなし、繰下げの申出を行うまでの期間も年金が支給されます。

●任意加入者の未納期間を受給資格期間へ合算

昭和61年3月以前の会社員の配偶者、20歳以上の学生、海外在住者などが任意加入後、保険料を払わなかった期間も受給資格期間に算入します。

●障害年金の額改定請求が1年以内に行えるように

障害年金受給者の障がいの程度が明らかに重くなった場合(省令で定めた程度)、1年以内に額改定請求できます。

平成26年度の国民年金保険料は
月額15,250円です

●保険料のお得！な払い方

- ・毎月の保険料の納付を、口座振替の早割制度（当月末振替）にすると、保険料が月々50円割引になります。
- ・4月分から翌年3月分までの保険料を、納付書でまとめて納付（前納）すると、保険料が3,250円の割引となります。納期限は4月30日（水）です。お手元に納付書がない場合は、お問い合わせください。

※口座振替およびクレジットカードによる1～2年前納の受付は終了しました。

学生の方へ ご利用ください 「学生納付特例制度」

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準を満たす場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●申請窓口

保険課(近江庁舎)、各庁舎市民自治センター、各行政サービスセンター

●申請に必要なもの

年金手帳、在学証明書（学生証の写し）、平成26年1月1日に米原市に住所のない方は平成25年中の所得がわかる書類、同居していない親族が申請するときは委任状（任意様式）、印鑑（本人自署の場合は不要）

*平成25年度に承諾され、平成26年度も引き続き在学予定の方へ3月下旬にハガキ形式の申請書を送付します。同一の学校に在学する場合は、このハガキに記入するだけで申請手続きができます。

お問い合わせ

日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114
市民部 保険課 ☎52-6922 ☎52-8730